

公益社団法人日本理学療法士協会及び東北ブロック協議会に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県理学療法士会定款施行細則第14条に基づき、日本理学療法士協会（以下「協会」という。）及び東北ブロック協議会に関する事項を、円滑かつ明瞭に運営することを目的として定める。

第2章 協会

(代議員の選出・員数・任期)

第2条 代議員の選出は、協会の定めるところによる。

2 代議員の員数及び任期については、協会の定めるところによる。

(代議員の理事会への出席)

第3条 代議員は、理事会の求めがあった場合理事会に出席しなければならない。

(代議員会報告)

第4条 協会代議員会（定時総会）に出席した代議員は、代議員会の議事内容を理事会及び会員に報告し

なければならない。

(協会主催研修会等)

第5条 協会主催による研修会等については、参加の可否・参加者等を理事会の協議により決する。

2 理事会より求めのあった研修会等への参加に要する経費は、本会より支給する。但し協会から支給される経費については支給しない。

3 前二項により研修会等へ出席した参加者は、研修会等の内容を理事会に報告しなければならない。

第3章 東北ブロック協議会

(理事の選任)

第6条 東北ブロック協議会理事については、東北ブロック協議会の会則に則り、理事会で推薦し社員総会の承認を得る。

2 東北ブロック協議会理事の任期は、東北ブロック協議会で定められたものとする。

但し、特に定めのない場合は2年とする。また本会はその再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(東北ブロック協議会運営委員の選任)

第7条 東北ブロック協議会各運営委員については、東北ブロック協議会理事の推薦を受けて理事会で承認し、社員総会において報告する。

2 東北ブロック協議会各運営委員の任期は、東北ブロック協議会で定められたものとする。但し、特に定めのない場合は2年とする。また本会はその再任を妨げない。

3 補欠により選任された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(定めのない事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会により協議し、承認をもって成立する。

附則

1 この規程は、令和8年4月16日より改正施行する。